

**平成29年度「地域連携プラットフォーム事業」に係る
業務委託 委託業者選定企画コンペ実施要領**

平成29年4月

沖縄県商工労働部雇用政策課

平成29年度「地域連携プラットフォーム事業」に係る業務委託 委託業者選定企画コンペ実施要領

1 業務名

平成29年度「地域連携プラットフォーム事業」に係る業務委託

2 事業期間

契約締結の日～平成30年3月31日まで

3 事業目的

沖縄県の雇用情勢を全国並に改善するため、沖縄県産業・雇用拡大県民運動を展開し、県民が働きがいのある仕事に就けるよう、多様な雇用の場の創出や様々な就業支援に努めてきた。また、産学官・地域連携の仕組み（連携協議会）を構築する取り組みを行い、地域、家庭、企業など多くの関係者を巻き込み、地域の活性化や地域全体の就業意識の向上が図られてきた。

しかし、継続的な協議会の運営や各協議会の連携体制、配置されているコーディネーターの人材育成などが課題となっている。

安定的な協議会運営のためのノウハウの開発や連携強化、コーディネーター育成を行い、地域の取り組みを支援することで県民全体の就業意識の向上を図ることを目的とする。

4 予算額

委託料 9,989,000円以内とする。

5 事業概要

沖縄型産学官・地域連携グジョブ事業で支援してきた県内各地の産学官・地域連携協議会等がより効果的で継続的な取り組みを実施するため、協議会間のネットワーク化や地域の課題解決を図る事を目的とした地域連携プラットフォームを構築し、協議会等に配置されたコーディネーターの人材育成や関係者会議の開催等、今後の協議会等の継続的な活動に向けた側面的支援を行う。

6 委託業務内容

平成29年度「地域連携プラットフォーム事業」に係る業務委託企画提案仕様書のとおり

7 参加資格

次の要件を全て満たす法人または複数の法人からなるコンソーシアムとする。

(1) コンソーシアムの場合、全ての構成員が満たすべき要件

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定を準用する（ただし、一般競争入札参加資格を欠く者を除く）。

- ②本業務を履行することができる体制が整備されていること。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④以下の要件のいずれにも該当する者でないこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

(2) コンソーシアムの場合、構成員全体(構成員のうち1者以上)で満たすべき要件

- ①地方公共団体等から「みんなでグッジョブ運動」を推進する業務、人材育成業務、またはキャリア教育の実施に関する業務等の委託を過去3年以内に受けたことがある者。
- ②県内に事業所を有している者であること。
- ③本事業の企画コンペ実施説明会に参加した者であること。

(3) コンソーシアムの場合、コンソーシアムの中に管理法人を1者置くものとする。

管理法人は、本事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、コンソーシアムを構成する法人を代表する。

管理法人は以下の要件を満たすことが必須である。

- ①当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- ②委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
- ③県内において業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。

(4) コンソーシアムの構成員として企画コンペ参加申請を行う場合は、以下の要件も満たすこと。

- ①コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加していないこと。
- ②コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加していないこと。

(注) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

8 業務委託仕様、企画提案書について

平成29年度「地域連携プラットフォーム事業」に係る委託業務企画提案仕様書のとおり

9 今後のスケジュール等について

(1) 企画コンペ実施説明会参加申込

- ①期 間： 公告の日から平成29年5月11日(木)17時まで
- ②申込方法： 沖縄県電子申請システムにて申し込むこと。
- ③記入内容： 企業名、説明会参加者氏名(2名まで)、連絡担当者氏名を明記すること。また今後は、原則として、連絡担当者あてのメールを情報提供等の手段とする。

(2) 企画コンペ実施説明会

- ①日 時： 平成29年5月12日(金)10時00分～11時00分
- ②場 所： 沖縄県庁11階 第5会議室

(3) 質問事項受付期間

- ①日 時： 説明会の日から平成29年5月16日(火)17時まで
- ②質問方法： 質問は沖縄県電子申請システムにて提出すること。
- ③回答方法： 質問のあった事項については、その都度、説明会に参加した者全員に対してメールで回答する。なお、第1回目の回答に際しては、登録メールアドレスの確認のため、必ず返信を行うこと。
- ④最終回答日： 平成29年5月17日(水)

(4) 企画コンペ参加申込期限

- ①申込期限： 平成29年5月23日(火)17時
- ②提出書類： 下記書類を必要部数提出すること。
 - ア【様式1】企画コンペ参加申込書・・・1部
 - イ【様式2】会社概要
 - ウ【様式3】業務実績
 - エ【様式4】誓約書
 - オ コンソーシアム協定書(別添資料1参考)・・・1部各構成員・・・1部ずつ
「7参加資格(2)①」の実績がわかる資料であること

カ 貸借対照表（直近3期分）	}	各構成員5部ずつ
キ 損益計算書（直近3期分）		
ク キャッシュ・フロー計算書（直近3期分）		

- ③提出場所： 沖縄県商工労働部雇用政策課（県庁8階）
 ④提出方法： 持参もしくは郵送（必着）により提出すること（提出期限厳守）。
 なお、郵送の場合は書留郵便とすること。

(5) 企画提案書等の提出期限

- ①提出期限： **平成29年5月26日（金）17時**
 ②提出書類： 企画提案書の内容・体裁については、別紙仕様書を参照のこと。
 ア【様式5】「企画提案応募申請書」 1部
 イ 企画提案書 8部
 ウ 実施体制図 8部
 エ 経費見積書 8部
 オ【様式6】「提案内容説明資料」・・・担当あてメールにて提出すること

- ③提出場所： 沖縄県商工労働部雇用政策課（沖縄県庁8階）
 ④提出方法： 持参もしくは郵送（必着）により提出すること（提出期限厳守）。
 なお、郵送の場合は書留郵便とすること。

※「イ 企画提案書」「ウ 実施体制図」「エ 経費見積書」を1セットとして、ホッチキス等で綴ること。

(6) 第一次審査（書類審査）

雇用政策課において、参加資格審査及び、【様式6】「提案説明内容資料」を中心とした事前の書類審査を行います。

結果通知日：**平成29年5月30日（火）**

一次審査を通過した提案者に対しては、第二次審査（プレゼンテーション）の場所と時間を通知し、通過しなかった提案者に対しては、結果のみを通知する。

(7) 第二次審査（プレゼンテーション）

選定委員会において提案書の内容や経費等を審査し最も優れた提案者を委託業者として決定し、委員会終了後に結果を通知する。

- ①日 時： **平成29年6月6日（火）13:00～16:00の間**
 ②場 所： 沖縄県庁 14階 商工労働部会議室

10 その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費、企画コンペに参加する経費等については、参加者の負担とする。
 (2) 提出された企画提案書等については返却しない。

- (3) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については、公表しない。
- (4) 採否に関する異議申し立て等は受け付けない。
- (5) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。
- (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (7) 本業務の受託者として選定された場合、本業務の実施の状況及び実施した結果を、今後、当課が実施する企画コンペ等において受託者選定の参考にすることがある。
- (8) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県商工労働部雇用政策課と受託者とで別途協議して決めることとする。

(※) 契約保証金について（抜粋）

沖縄県財務規則第101条

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第167条の5及び地方自治法施行令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

11 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁 8階
 沖縄県商工労働部 雇用政策課 雇用対策班
 担当 金城広宣（きんじょうひろのぶ） 城間恒治（しろま こうじ）
 電話：098-866-2324 FAX：098-866-2349
 E-mailアドレス knjouhr@pref.okinawa.lg.jp